

令和5年5月和水町議会第2回臨時会会議録

令和5年5月10日和水町議会第2回臨時会を議場に招集された。

1. 令和5年5月10日午前10時00分招集
2. 令和5年5月10日午前10時00分開会
3. 令和5年5月10日午前10時23分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1 番 亀 崎 清 貴	2 番 千々岩 繁	3 番 木 原 泰 代
4 番 荒 木 宏 太	5 番 白 木 淳	6 番 齊 木 幸 男
8 番 竹 下 周 三	9 番 秋 丸 要 一	11 番 坂 本 敏 彦
12 番 高 木 洋一郎		

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

10 番 笹 渕 賢 吾

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 有 働 和 明 書 記 鴨 川 奈 々

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石 原 佳 幸	教 育 長	米 田 加奈美
総 務 課 長	石 原 康 司	税 務 課 長	大 山 和 説
保健子ども課長	宇 野 貴 子	学校教育課長	鍋 島 忠 隆

12. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	承認第1号 専決処分の承認について 令和4年度和水町一般会計補正予算(第7号)
日程第4	専決処分の承認について 和水町税条例の一部を改正する条例
日程第5	承認第3号 専決処分の承認について 令和5年度和水町一般会計補正予算(第1号)
日程第6	議案第36号 令和5年度和水町一般会計補正予算(第2号)
日程第7	議案第37号 工事請負契約の締結について

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和5年第2回和水町臨時議会を開会します。

本日は笹渕議員の欠席届が提出されております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番荒木宏太君、5番白木淳君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（高木洋一郎君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 承認第1号 専決処分の承認について

○議長（高木洋一郎君） 日程第3、承認第1号「専決処分の承認について」、令和4年度和水町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 承認第1号「専決処分の承認について」、令和4年度和水町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、特に緊急を要するため議会を招集する招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法の第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

令和5年5月10日提出、和水町長石原佳幸でございます。

承認第1号の予算書の裏面のほうを御覧いただきたいと思います。

令和4年度和水町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為の補正。第1条債務負担行為の追加は、第1表債務負担行為補正による。

令和5年3月28日専決、和水町長石原佳幸でございます。

追加内容につきましては、1ページ目のほうを御覧ください。

職員派遣に伴う賃貸住宅の借上げ料としまして、令和5年度から2年間、限度額として280万6,000円を追加いたします。職員1名を熊本県東京事務所のほうへ2年間派遣することが決定したため、職員の宿舍としまして、民間の賃貸住宅を借り上げることになりました。これに伴いまして、令和5年から2年間賃貸借契約を行うために債務負担行為を設定するものとなります。

以上で、承認第1号「専決処分の承認について」の説明のほうを終わります。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） おはようございます。亀崎でございます。

ただいまの専決処分についてちょっとお尋ねさせていただきたい点がございますので、よろしく願いいたします。

今回、職員派遣で2名、東京のほうに行かれてらっしゃると思うんですが、今回1名ということで上げられてらっしゃいますけど、残りの1名の方はまずどうなってらっしゃるのかっていうのと、今回はその派遣されてる職員の個人負担の率というのは、条例か何かで定めてあって、率が何%というふうな感じで記載がされてるのかっていうものの2点、お尋ねをさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの亀崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、2名派遣といたしますか、実は1名が熊本県のほうで2年間派遣しております。1名につきましては前年度から2年間、国土交通省のほうに1名、これにつきましては県の派遣事業と別途になりまして、国土交通省のほうに、一旦和水町のほうを退職いたしまして、国土交通のほうでまた採用という形で2年間の業務派遣のほうをしておりますので、今回の補正につきましては1名分を計上しているところです。

あと、職員負担につきましては、基本的に条例整備がまだ完璧にできておりませんで、基本的に2分の1程度が個人負担となります。

しかしながら、今回東京という特別的な地域に行きますので、6月の定例会のほうで地域手当、このほかに地域手当、また住居手当も含めた条例の改正案を提案させていただきまして、一つは個人負担、条例に沿った個人負担が適正になるように行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきましたけども、6月に地域手当等の条例改正案を出そうというふうに思ってたんですけど。最終的には、2分の1に合わせるような形で持っていきたいというふうな感じで考えておけばいいんですかね。そのような形に持っていこうというふうに思ってたんですけど。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの亀崎議員の御質問にお答えいたします。

基本的には2分の1という数字がありますが、当然先ほど言いましたとおり、首都圏のほうに派遣ということで、他団体がたくさん派遣をしております。近くでいきますと玉名市、市関係は派遣しておりますので、他団体のほうを参考にいたしまして、6月議会のほうで御提案させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第1号「専決処分の承認について」、令和4年度和水町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

日程第4 承認第2号 専決処分の承認について

○議長（高木洋一郎君） 日程第4、承認第2号「専決処分の承認について」、和水町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長 大山君

○税務課長（大山和説君） 承認第2号「専決処分の承認について」、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、次のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

令和5年5月10日提出、和水町長石原佳幸でございます。

和水町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、御説明申し上げます。

まず、改正理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法等関係の政省

令の改正に伴いまして、改正するものでございます。

こちらのほうが、令和5年3月31日に公布をされ、原則として同年4月1日から施行されることとなったため、条例の改正をする必要があるということで、税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分を行ったものです。

主な改正内容につきまして、新旧対照表により説明申し上げます。

まず、新旧対照表3ページを御覧ください。

こちらの下の方になりますが、個人の町民税の徴収方法等の見出しの中で、第38条というものがございます。失礼しました、2ページでございます。その次に、3ページ、第3項ですが、森林環境税はというところで、こちらのほうに新たに賦課徴収について新設がなされております。この森林環境税につきましては、この他の条項38条、それから34条の9、第41条、第44条等に整備がなされております。令和6年度の個人町民税均等割で課税がされます。

そのほか住民税関係では、課税の特例の期限のほうが延長されております。

次に、固定資産税に関係する部分でございますが、14ページをお開きください。

中段第16項でございますが、法附則第15条の9の3、第1項で、大規模改修を行ったマンションの場合の減額措置として、市町村条例で定める必要があるため、3分の1と定めたものでございます。

続きまして、軽自動車税に関する改正について説明を申し上げます。

10ページを御覧ください。

中段の第82条でございますが、電動キックボード関連において、新たに特定小型原動機付自転車と定義づけがされております。

次に、16ページを御覧ください。

附則第16条から第16条の2につきましてですが、軽自動車税、種別割の自家用乗用車について、軽減適用期限を3年延長、また、営業用自動車につきましては、一定の基準を満たした排ガス性能、燃費性能により軽減適用期限が3年、2年と延長されました。

その他、地方税法等の改正に伴いまして、税条例の文言整理のほうを行っております。

以上で、承認第2号「専決処分の承認について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 1 番、亀崎でございます。

すみません、ちょっとお尋ねなんですけども、今回の改正で、これまでは、現行では、森林環境譲与税は取られてなかったということですかね。それが今年度、今年度といいますか令和6年度から1,000円徴収されると。合計的には変わらないということなんですけども、町に入ってくる森林環境譲与税の額というのは、増えたりとか、減ったりとか、まだ分からないならまだ分からないでもいいんですけども、もし増えるようであれば増えるとか、その辺が分かれば教えていただ

ければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

税務課長 大山君

○税務課長（大山和説君） まず、森林環境税のほうですが、令和6年度から課税をされますので、現在は徴収されておられません。

それから今後の見込みというようなことになろうかと思いますが、現在はこの譲与税のほうですが、一定の基準がございまして、それに伴いまして案分されてきておりますので、そのあたりは変わらないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第2号「専決処分の承認について」、和水町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって承認第2号は承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認について

○議長（高木洋一郎君） 日程第5、承認第3号「専決処分の承認について」、令和5年度和水町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 承認第3号「専決処分の承認について」、令和5年度和水町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、次のとおり報告し、承認を求めるものであります。

令和5年5月10日提出、和水町長石原佳幸でございます。

承認第3号のほうの予算書の裏面のほうを御覧ください。

令和5年度和水町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157万3,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ81億7,888万4,000円とする。

2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出補正予算による。

令和 5 年 4 月 4 日専決、和水町長石原佳幸でございます。

今回の補正予算につきましては、5 月 8 日からの春開始接種の実施等に伴いまして、本町が使用しております既存のコロナワクチン接種等に係る健康管理システムについて改修を行うものです。

まず歳入について御説明をいたします。

5 ページのほうを御覧ください。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目衛生費国庫補助金に157 万 3,000 円を追加いたします。

今回の補正につきましては、事業費全額が新型コロナワクチン接種体制確保事業の国庫補助金での対応となっております。

続きまして、歳出につきましては最終の 6 ページのほうを御覧ください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予備費、12 節の委託料に、健康管理システム改修委託料としまして157 万 3,000 円のほうを追加いたしております。

以上で、承認第 3 号「専決処分の承認について」の説明のほうを終わります。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第 3 号「専決処分の承認について」、令和 5 年度和水町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって承認第 3 号は承認することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 36 号 令和 5 年度和水町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第 6、議案第 36 号「令和 5 年度和水町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第36号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第2号）」の説明のほうを申し上げます。

予算書の裏面のほうを御覧ください。

令和5年度和水町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ710万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8,599万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

令和5年5月10日提出、和水町長石原佳幸でございます。

まず、歳入のほうを御説明いたします。

5ページのほうを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2項民生費国庫補助金に735万6,000円を追加いたします。これは新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金としまして、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対する補助金となります。

16款県支出金、2項県補助金、2目の民生費県補助金を25万円減額します。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金を2,000円追加いたします。この2項目につきましては、当初予算のほうでは、県が単独で行う事業としてこの事業を計上していましたが、今回、国の事業のほうに合わせることになりまして、県の補助金等の内容も修正のほうが行われましたので、補助金の額並びに事業費の調整をこちらのほうでしたことによるものとなります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

最後の6ページのほうを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に710万8,000円を追加いたします。低所得者の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金給付事業としまして、事務費といたしまして通信運搬費や口座振替の手数料としまして、11節の役務費に2万1,000円、またシステム等の改修の委託料としまして68万7,000円。児童1人当たり5万円の特別給付金としまして、18節負担金補助及び交付金のほうに640万円を追加しております。

以上で、議案第36号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第36号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（高木洋一郎君） 日程第7、議案第37号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） ただいま議案議題となりました議案第37号「工事請負契約の締結について」、提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号工事請負契約の締結について。

菊水中学校エレベーター設置等改修工事について、次のように請負契約を締結することとする。令和5年5月10日提出、和水町長石原佳幸でございます。

1、工事名、菊水中学校エレベーター設置等改修工事。

2、工事場所、和水町江田地内。

3、契約金額、1億2,100万円、税込でございます。

4、契約の相手方、熊本県玉名郡和水町下津原3274番地1、株式会社菊水建設代表取締役徳永隆男。

5、契約の方法、指名競争入札でございます。

提案理由を申し上げます。

菊水中学校エレベーター設置等改修工事の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第37号「工事請負契約の締結について」、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第37号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和5年第2回和水町議会臨時会を閉会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

（お疲れさまでした。）

閉会 午前10時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員